

様式コード							
2	2	4	8	0	1	8	
届書コード							届書
2	4	8					

事務センター長 所	副事務センター長 副所	グループ長 課	担当者

日・フィリピン社会保障協定 厚生年金保険 適用証明書再交付申請書

◎ この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。

令和 年 月 日提出

① 事業所の記号		② 被保険者整理番号		③ 生年月日 <input type="checkbox"/> 5. 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 7. 平成 <input type="checkbox"/> 9. 令和		④ 就労の開始年月日 (西暦)年 月 日		⑤ 協定相手国 (フィリピン) 018		
⑥ 被保険者氏名 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。								送信	⑦ 性別 <input type="checkbox"/> 1. 男 <input type="checkbox"/> 2. 女	
(フリガナ) 姓				名						
⑧ 個人番号(または基礎年金番号)				⑨ 日本国における被保険者住所 (フリガナ) 〒						
⑩ フィリピンにおける事業所の名称 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。										
⑪ フィリピンにおける事業所の所在地 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。										
⑫ 申請するに至った事由						備考				
<input type="checkbox"/> 1. 滅失 <input type="checkbox"/> 2. き損 <input type="checkbox"/> 3. 適用証明書の記載事項変更 <small>(変更する事項の欄に赤字で変更前の内容を記入のうえ、変更後の内容を黒字で並記してください)</small>										
⑬ フィリピンにおける連絡先住所および電話番号 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。										
(TEL)										

裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。

受付日付印

事業所の 所在地 および 名称	〒
	(所在地)
	(名称)
	(事業主氏名)
(電話) ()-()-()	

社会保険労務士記載欄
氏名等

申請にあたっての留意点

この申請書は、厚生年金保険の被保険者が、次のいずれかに該当する場合に、その事業主が年金事務所に適用証明書の再交付を申請するためのものです。

- a. すでに交付された適用証明書を滅失した場合
- b. すでに交付された適用証明書をき損した場合
- c. すでに交付された適用証明書の記載内容に変更が生じた場合

協定の対象となっているフィリピンの労働災害に起因する給付(労災保険制度)は、フィリピンの法令のもとで年金制度と一体的に運用されています。そのため、この証明書によりフィリピンの法令が適用されなくなると、フィリピンおよび日本のいずれの国においても強制的な労災保険制度が適用されない状態となります。

日本国内の使用者に使用されている海外に派遣される被用者は、日本の労災保険制度の特別加入制度、または民間の労働災害に対する保険に加入することにより、労働災害に対する備えとなります。

日本の労災保険制度の特別加入制度に関するお問い合わせは、厚生労働省労働基準局労災管理課までお願いします。

電話 03-5253-1111(内線5436)

申請書を提出した後、適用証明書の交付前に、派遣が取り止めとなった場合や申請内容に変更があった場合は、取消または訂正の手続きが必要です。なお、行き違いで適用証明書が届いた場合、年金事務所に速やかに返却をお願いします。

日・フィリピン社会保障協定に基づき、この協定の実施のために必要な場合には、交付された適用証明書に記載された情報を日本の実施機関からフィリピンの実施機関に提供することがあります。

申請書の記入方法

「③ 生年月日」:

年号について、該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

「④ 就労の開始年月日」:

適用証明書交付申請書の申請時に記入した「就労の開始予定年月日」(すでに交付されている適用証明書の「期間」欄の初日)を西暦で記入してください。

「⑥ 被保険者氏名」:

申請する被保険者の氏名を「漢字」、「カタカナ」および「ローマ字(大文字ブロック体)」で記入してください。

「① 個人番号(または基礎年金番号)」:

個人番号を記入する場合は、個人番号カード、通知カード*または住民票の写しに記載されている12桁の番号を記入してください。

基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳等に記載されている10桁の番号を左づめで記入してください。

*デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または同日前に正しく変更手続がとられている場合に限り、引き続き利用可能です。

「⑤ 日本国における被保険者住所」:

日本の現住所を記入してください。

「㊦ 申請するに至った事由」:

該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

「3. 適用証明書の記載事項変更」の場合は、変更する事項の欄に変更前の内容を赤字で記入のうえ、黒字で変更後の内容を並記してください。なお、氏名を変更した場合には、氏名変更届を提出のうえ、この申請をしてください。日本国における被保険者住所を変更した場合は、住所変更届を提出のうえ、この申請をしてください。ただし、日本国内に住民登録しており、住民票上の氏名または住所がすでに変更されている場合は、氏名変更届、住所変更届の提出は不要です。

添付書類

申請するに至った事由が滅失の場合を除き、この申請書にすでに交付されている適用証明書を添えて提出してください。